四　国民年金法による改定率の改定等に関する政令の一部改正関係
　平成二六年度における国民年金法に規定する改定率、保険料改定率、厚生年金保険法に規定する再評価率並びに国民年金法等の一部を改正する法律に規定する従前額改定率の改定等をすることとした。（第一条～第四条及び第六条関係）
五　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令の一部改正関係
　平成二六年度に支払われる時効特例給付に係る保険給付遅延特別加算金及び給付遅延特別加算金の額の計算に用いる加算率を改定することとした。（第二条、第四条及び附則第二条第二項関係）
六　経過措置
　関係政令について所要の経過措置を設けることとした。
七　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令（政令第一一三号）（厚生労働省）

1　児童扶養手当その他の関係法律の規定により物価指数の変動に応じてその額の自動改定等を行うべき手当について、所要の額の改定等を行うこととした。
2　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇予防接種法施行令の一部を改正する政令（政令第一一四号）（厚生労働省）

1　予防接種法による医療手当等の額の改定を行うこととした。（本則関係）
2　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一一五号）（厚生労働省）

1　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当及び葬祭料の額の改定を行うこととした。（本則関係）
2　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令（政令第一一六号）（厚生労働省）

1　独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による医療手当等の額の改定を行うこととした。（本則関係）
2　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第一一七号）（厚生労働省）

1　新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法による医療手当等の額の改定を行うこととした。（本則関係）
2　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一一八号）（厚生労働省）

1　平成二六年四月以降の月分の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の額を改定することとした。
2　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令（政令第一一九号）（厚生労働省）

1　障害年金、遺族年金等の額の自動改定に係る平成二六年度における改定率を、〇・九七六とすることとした。
2　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令（政令第一二〇号）（総務省）

1　平成二六年度における恩給改定率を〇・九七六とすることとした。（第一条関係）
2　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第一二一号）（厚生労働省）

一　独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法施行令の一部改正関係
　独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法施行令の政令名を「独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令」とするとともに、独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「機構」という。）の国庫納付金の納付の手続並びに長期借入金及び独立行政法人地域医療機能推進機構債券に関し必要な事項等を定めることとした。（第一条関係）
二　関係政令の一部改正関係
　機構の名称及び業務が変更になったことに伴い、土地区画整理法施行令等の関係政令の所要の改正を行うこととした。（第二条～第一〇条関係）
三　経過措置
　独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日前に、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構が運営を委託していた年金福祉施設等について、当該委託を受けていた者に対してした許可等は、機構に対してした許可等とみなす等の所要の経過措置を設けることとした。（第一一条関係）
四　この政令は、改正法の施行の日（平成二六年四月一日）から施行することとした。

◇警察法施行令の一部を改正する政令（政令第一二二号）（警察庁）

1　岩手県警察、宮城県警察及び福島県警察における地方警察職員たる警察官の定員の基準の特例を改めることとした。（附則第二九項関係）
2　埼玉県警察における地方警察職員たる警察官の階級別定員の基準を改めることとした。（別表第三関係）
3　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇警察庁組織令の一部を改正する政令（政令第一二三号）（警察庁）

1　長官官房に置かれる参事官の数を六人とすることとした。（第五条関係）
2　刑事局に新たに捜査支援分析管理官一人を置き、その所掌事務を定めるとともに、同局刑事企画課の所掌事務を改めることとした。（第二一条、第二二条及び第二五条関係）
3　刑事局組織犯罪対策部企画分析課の所掌事務を改めるとともに、同課を同部組織犯罪対策企画課とするほか、同部に置かれる犯罪収益移転防止管理官一人を廃止することとした。（第二一条及び第二七条関係）
4　関東管区警察局に置かれる総務部を総務監察部に改めるとともに、同管区警察局に置かれる監察部を廃止することとした。（第四七条関係）
5　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一二四号）（文部科学省）

1　高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二二年法律第一八号。以下「法」という。）第三条第二項第三号の保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者は、保護者等の市町村民税所得割の額が三〇万四、二〇〇円以上である者とすることとした。（第一条関係）
2　法第五条第一項の政令で定める支給限度額のうち、公立高等学校に係る額は、次に掲げる支給対象高等学校等の区分に応じて定める額とすることとした。（第三条関係）
㈠　地方公共団体の設置する高等学校及び中等教育学校の後期課程の全日制の課程　九、九〇〇円
㈡　地方公共団体の設置する高等学校及び中等教育学校の後期課程の定時制の課程　二、七〇〇円
㈢　地方公共団体の設置する高等学校及び中等教育学校の後期課程の通信制の課程　五二〇円
㈣　地方公共団体の設置する特別支援学校の高等部　四〇〇円